

平成30年度 介護保険料について

保険料の決まり方

65歳以上の方の保険料は、玉野市の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。

玉野市で必要な介護サービスの総費用

×

65歳以上の方の負担分 23%

÷

玉野市に住む65歳以上の方の人数

=

基準額
月額6,000円

この基準額をもとに、所得に応じた負担になるように、11段階の保険料に分かれます。

保険料の段階

玉野市の基準額 6,000円(月額) / 72,000円(年額)

段階	条 件	基準額×率	月額保険料 円
			年額保険料 円
1	●生活保護受給者の方 ●老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方 ●市民税世帯非課税者かつ課税年金収入額と合計所得金額(※)の合計額が80万円以下の方	0.45	2,700
			32,400
2	市民税世帯非課税者かつ課税年金収入額と合計所得金額(※)の合計額が80万円を超え120万円以下の方	0.70	4,200
			50,400
3	市民税世帯非課税者かつ課税年金収入額と合計所得金額(※)の合計額が120万円を超える方	0.75	4,500
			54,000
4	市民税本人非課税者かつ世帯課税者で、本人の課税年金収入額と合計所得金額(※)の合計が80万円以下の方	0.90	5,400
			64,800
5	市民税本人非課税者かつ世帯課税者で、本人の課税年金収入額と合計所得金額(※)の合計が80万円を超える方	1.00 (基準額)	6,000
			72,000
6	市民税本人課税者かつ合計所得金額が120万円未満の方	1.20	7,200
			86,400
7	市民税本人課税者かつ合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	1.30	7,800
			93,600
8	市民税本人課税者かつ合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	1.50	9,000
			108,000
9	市民税本人課税者かつ合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	1.70	10,200
			122,400
10	市民税本人課税者かつ合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	1.90	11,400
			136,800
11	市民税本人課税者かつ合計所得金額が600万円以上の方	2.00	12,000
			144,000

土地収用等、一部の譲渡所得は、特別控除後の所得を用います。

(注※) 合計所得金額がマイナスの場合は、0円とみなします。

合計所得金額は、年金所得額を控除額として控除します。